

議案第 3 号

瑞穂町防災広場の設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

(提案理由)

防災広場の設置及び管理に関する基本的事項を定め、平時及び災害時を通じて適切な管理及び運用を行うため、条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

瑞穂町防災広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 町は、住民の生命、身体及び財産を震災等の災害から守るとともに、平時においては住民の利用に供するため、防災広場を次のとおり設置する。

	名称	位置
1	石畑防災広場	瑞穂町大字石畑 2 0 9 番地 1
2	元狭山広域防災広場	瑞穂町大字二本木 4 8 7 番地 1

2 防災広場を構成する設備は、次のとおりとする。

設備名	主な用途
多目的広場	災害時における物資の集積拠点、救援部隊の応急対策拠点、一時的な避難場所。平時における防災訓練等の会場、憩いの場
防災倉庫	災害用備蓄品等の保管場所

(管理)

第2条 防災広場は、必要な機能を維持できるように、常に良好な状態で管理しなければならない。

2 防災広場の管理については、町内の公共的団体に委託することができる。

(利用)

第3条 第1条第2項の表に定める設備のうち、多目的広場は、その主な用途に支障がない範囲において、住民の利用に供することができる。

2 多目的広場の全部又は一部を占有して利用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。利用の承認を受けた者が、当該承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第4条 多目的広場の使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第5条 町長は、管理上必要があると認めるときは、利用の制限その他の必要な条件を付することができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 防災広場を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 防災広場の主な用途に支障を来たすおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とする利用と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が当該利用を承認することが適当でないとき。

(利用の中止等)

第6条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、又は利用を中止させることができる。

(1) 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

(2) この条例に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(利用者に対する指示)

第7条 町長は、防災広場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、多目的広場の利用を終えたとき又は利用を中止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により防災広場を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が利用者に損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。